

特任教員の任務等に関する申合せ

平成 21 年 2 月 19 日
制 定
改正 平成 21 年 3 月 31 日規則第 25 号
改正 平成 27 年 3 月 4 日規則第 21 号
改正 平成 30 年 9 月 19 日規則第 22 号

1) 教授会

- ・ 特任教員のうち、教育研究評議会において課程認定及び大学・大学院設置基準上の専任教員と位置づけられた者（以下、「専任となる特任教員」という。）については、必要に応じて（教育課程（修了判定を含む）を審議する場合）教授会に出席するものとする。（採用、昇任人事に関して議決権はもたない。）

2) 各種委員会委員・責任者等

- ・ 教授会選出委員については、選挙権及び被選挙権を持たない。
- ・ コース・講座を選出単位とする委員等には選出されない。
- ・ 原則として、入試関係業務は担当しない。

3) コース・講座内 任務

- ・ コース・講座会議に出席し、必要に応じて任務を担当する。

4) 業務

- ・ 学部・大学院での授業、実験、実習、演習、卒業論文指導補助等教育指導全般を担当できることとする。
- ・ 専任となる特任教員は、学生指導（オフィスアワー）を担当する。
- ・ センター及び特別な教育研究プロジェクトでは、個別に担当内容を決定する。

5) 勤務様式等

- ・ 専任となる特任教員の勤務日数は、週 4 日とする。
- ・ ただし、国立大学強化推進補助金による「優れた若手研究者の採用拡大支援」事業により雇用される者の勤務日数は週 5 日とする。

6) 研究室

- ・ 勤務日数に応じて貸与するが、タイムシェア及び共同利用の形態とする。

7) 授業経費及び研究費

- ・ 授業経費については、配分する。
- ・ 研究費については、一律配分額の 2 分の 1 に相当する額を配分する。

8) その他

- ・ 特任教員の任務・活動等に関して協議が必要な事項が生じた場合、講座主任等が学長又は副学長（企画担当）に申し出るものとする。

附 則

この申合せは、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 25 号）

この申合せは、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 21 号）

この申合せは、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 22 号）

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。